

産業衛生 レポート

No.535

2024年4月号

パナソニック健康保険組合 産業衛生科学センター

労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件（案）について（概要）
（令和6年2月28日 パブリックコメント）

1 改正の趣旨

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（[令和4年厚生労働省令第91号](#)）第3条による改正後の労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第577条の2第2項において、リスクアセスメント対象物（リスクアセスメント（労働安全衛生法（以下「法」という。）第57条の3第1項の規定による危険性又は有害性等の調査（主として一般消費者の生活の用に供される製品に係るものを除く。）をいう。）をしなければならない労働安全衛生法施行令第18条各号に掲げる物及び法第57条の2第1項に規定する通知対象物をいう。）のうち、一定程度のばく露に抑えることにより、労働者に健康障害を生ずるおそれがない物として厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う業務を行う屋内作業場においては、当該業務に従事する労働者がこれらの物にばく露される程度を、厚生労働大臣が定める濃度の基準（以下「濃度基準値」という。）以下にしなければならないこととされ、[「労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準」](#)（[令和5年厚生労働省告示第177号](#)）で67物質について濃度基準値が定められている。

今般、「[令和5年度化学物質管理に係る専門家検討会報告書](#)」（[令和6年1月31日公表](#)）を踏まえ、新たに112物質について濃度基準値を定める等の所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

- 別表の左欄に掲げる物の種類に応じ、同表の中欄及び右欄に掲げる値のとおり濃度基準値を定める。
- その他所要の改正を行う。

3 根拠法令

安衛則第577条の2第2項

4 適用期日等

告示日：令和6年5月上旬（予定）

適用期日：令和7年10月1日

別表

物の種類	8時間濃度基準値	短時間濃度基準値
アクリル酸	2 ppm	-
アクリル酸ノルマルブチル	2 ppm	-
2-アミノエタノール	20 mg/m ³	-
3-アミノ-1H-1, 2, 4-トリアゾール（別名アミトロール）	0.2 mg/m ³	-
アリルアルコール	0.5 ppm	-
アリルーノルマルブプロピルジルスフィド	-	1 ppm
3-（アルファーアセトニルベンジル）-4-ヒドロキシマリノ（別名ワルファリン）	0.01 mg/m ³	-

3-イソシアナトメチル-3, 5, 5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート	0.005 ppm	-
イソシアン酸メチル	0.02 ppm	0.04 ppm
イソプロピルアミン	2 ppm	-
イソプロピルエーテル	250 ppm	500 ppm
エチルアミン	5 ppm	-
エチルーセカンダリーベンチルケトン	10 ppm	-
エチルーパラ-ニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト (別名E P N)	0.1 mg/m3	-
エチレングリコールモノブチルエーテルアセテート	20 ppm	-
エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート	1 ppm	-
エチレンジアミン	10 ppm	-
2, 3-エポキシプロピル=フェニルエーテル	0.1 ppm	-
塩化ホスホリル	0.6 mg/m3	-
1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン (別名クロルデン)	0.5 mg/m3	-
オゾン	-	0.1 ppm
過酸化水素	0.5 ppm	-
カーボンブラック	レスピラブル粒子として 0.3 mg/m3	-
ギ酸メチル	50 ppm	100 ppm
クロム	0.5 mg/m3	-
2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ-1, 3, 5-トリアジン (別名アトラジン)	20 ppm	-
酢酸	-	15 ppm
酢酸ブチル (酢酸ターシャリーブチルに限る。)	20 ppm	150 ppm
三塩化りん	0.2 ppm	0.5 ppm
酸化亜鉛	レスピラブル粒子として 0.1 mg/m3	-
酸化カルシウム	0.2 mg/m3	-
酸化メシチル	2 ppm	-
ジアセトンアルコール	20 ppm	-
2-シアノアクリル酸メチル	0.2 ppm	1 ppm
2- (ジエチルアミノ) エタノール	2 ppm	-
ジエチルアミン	5 ppm	15 ppm
ジエチルーパラ-ニトロフェニルチオホスフェイト (別名パラチオン)	0.05 mg/m3	-
ジエチレングリコールモノブチルエーテル	60 mg/m3	-
シクロヘキサン	100 ppm	-
ジクロロエタン (1, 1-ジクロロエタンに限る。)	100 ppm	-
ジクロロジフルオロメタン (別名CFC-12)	1,000 ppm	-
ジクロロテトラフルオロエタン (別名CFC-114)	1,000 ppm	-
ジクロロフルオロメタン (別名HCFC-21)	10 ppm	-
ジシクロペンタジエン	0.5 ppm	-

ジチオリン酸O, O-ジメチル-S- [(4-オキソ-1, 2, 3-ベンゾトリアジン-3 (4H)-イル) メチル] (別名アジンホスメチル)	1 mg/m ³	-
ジフェニルエーテル	1 ppm	-
N, N-ジメチルアニリン	25 mg/m ³	-
水酸化カルシウム	0.2 mg/m ³	-
すず及びその化合物 (ジブチルスズ=オキシド、ジブチルスズ=ジクロリド、ジブチルスズ=ジラウラート、ジブチルスズビス (イソオクチル=チオグリコレート) 及びジブチルスズ=マレアートに限る。)	すずとして 0.1 mg/m ³	-
すず及びその化合物 (テトラブチルスズに限る。)	すずとして 0.2 mg/m ³	-
すず及びその化合物 (トリブチルスズ=クロリド及びトリブチルスズ=フルオリドに限る。)	すずとして 0.05 mg/m ³	-
すず及びその化合物 (ブチルトリクロロスズに限る。)	すずとして 0.02 mg/m ³	-
セレン	0.02 mg/m ³	-
テトラエチルピロホスフェイト (別名TEPP)	0.01 mg/m ³	-
テトラクロロジフルオロエタン (別名CFC-112)	50 ppm	-
トリエタノールアミン	1 mg/m ³	-
トリクロロエタン (1, 1, 2-トリクロロエタンに限る。)	1 ppm	-
1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス (4-メトキシフェニル) エタン (別名メトキシクロル)	1 mg/m ³	-
2, 4, 5-トリクロロフェノキシ酢酸	2 mg/m ³	-
トリニトロトルエン	0.05 mg/m ³	-
トリプロモメタン	0.5 ppm	-
トリメチルアミン	3 ppm	-
トリメチルベンゼン	10 ppm	-
二酸化窒素	0.2 ppm	-
ニトロエタン	10 ppm	-
ニトログリセリン	0.01 ppm	-
ニトロプロパン (1-ニトロプロパンに限る。)	2 ppm	-
ニトロメタン	10 ppm	-
ノナン (ノルマル-ノナンに限る。)	200 ppm	-
ノルマル-ブチルエチルケトン	70 ppm	-
パラ-アニシジン	0.5 mg/m ³	-
パラ-ニトロアニリン	3 mg/m ³	-
ビニルトルエン	10 ppm	-
N-ビニル-2-ピロリドン	0.01 ppm	-
フェニレンジアミン (パラ-フェニレンジアミン及びメタ-フェニレンジアミンに限る。)	0.1 mg/m ³	-
フェノチアジン	0.5 mg/m ³	-
ブタノール (ターシャリーブタノールに限る。)	20 ppm	-
フタル酸ジエチル	30 mg/m ³	-
フタル酸ジ-ノルマル-ブチル	0.5 mg/m ³	-
フタル酸ビス (2-エチルヘキシル) (別名DEHP)	1 mg/m ³	-



プロピオン酸	10 ppm	-
プロピレングリコールモノメチルエーテル	50 ppm	-
プロモトリフルオロメタン	1,000 ppm	-
ヘキサクロロエタン	1 ppm	-
1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4 a, 5, 6, 7, 8, 8 a-オクタヒドロ-エンド-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン (別名エンドリン)	0.1 mg/m3	-
ヘキサメチレン=ジイソシアネート	0.005 ppm	-
ヘプタン (ノルマル-ヘプタンに限る。)	500 ppm	-
1, 2, 4-ベンゼントリカルボン酸1, 2-無水物	0.0005 mg/m3	0.002 mg/m3
ペンタン (ノルマル-ペンタン及び2-メチルブタンに限る。)	1,000 ppm	-
無水酢酸	0.2 ppm	-
無水マレイン酸	0.08 mg/m3	-
メタクリル酸	20 ppm	-
メタクリル酸メチル	20 ppm	-
メチラール	1,000 ppm	-
N-メチルアニリン	2 mg/m3	-
メチルアミン	4 ppm	-
N-メチルカルバミン酸2-イソプロピルオキシフェニル (別名プロポキスル)	0.5 mg/m3	-
5-メチル-2-ヘキサノン	10 ppm	-
2-メチル-2, 4-ペンタンジオール	120 mg/m3	-
メチレンビス (4, 1-シクロヘキシレン) =ジイソシアネート	0.05 mg/m3	-
1- (2-メトキシ-2-メチルエトキシ) -2-プロパノール	50 ppm	-
沃素	0.02 ppm	-
りん酸	1 mg/m3	-
りん酸ジメチル=1-メトキシカルボニル-1-プロペン-2-イル (別名メビソス)	0.01 mg/m3	-
りん酸トリ-ノルマル-ブチル	5 mg/m3	-
りん酸トリフェニル	3 mg/m3	-
六塩化ブタジエン	0.01 ppm	-
塩化ベンジル	発がん性が明確で、長期的な健康影響が生じない安全な閾値としての濃度基準値を設定できない物質	
砒素及びその化合物 (アルシンに限る。)		
メタクリル酸2, 3-エポキシプロピル		

パブリックコメントの詳細および「令和5年度化学物質管理に係る専門家検討会」の報告書は以下をご確認ください。

[告示改正案概要](#)

[告示改正案概要別表](#)

[令和5年度化学物質管理に係る専門家検討会 報告書\(概要版\)\[937KB\]](#)

[令和5年度化学物質管理に係る専門家検討会 報告書\[1.8MB\]](#)

[令和5年度化学物質管理に係る専門家検討会 報告書別紙\[30.2MB\]](#)

化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する
技術上の指針の一部を改正する件（案）の概要

(令和 6 年 2 月 28 日 パブリックコメント)

1 改正の趣旨

- 労働安全衛生法（以下「法」という。）第 28 条第 1 項において、法第 20 条から第 25 条まで及び第 25 条の 2 第 1 項の規定により事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な業種又は作業ごとの技術上の指針を公表することとされている。
- 労働安全衛生規則第 577 条の 2 第 2 項において、リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることにより、労働者に健康障害を生ずるおそれがない物として厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う業務（主として一般消費者の生活の用に供される製品に係るものを除く。）を行う屋内作業場においては、当該業務に従事する労働者がこれらの物にばく露される程度を、厚生労働大臣が定める濃度の基準（以下「濃度基準値」という。）以下としなければならないと規定されているところ、当該濃度基準値の適用等に関する技術上の指針を法第 28 条第 1 項に基づき定めているところである。
- 今般、「令和 5 年度化学物質管理に係る専門家検討会報告書」（令和 6 年 1 月 31 日公表）を踏まえ、新たに濃度基準値が設定された物質（116 物質）及び発がん性が明確であるため濃度基準値が設定できないとされた物質（3 物質）について、測定方法を追加するための所要の改正を行う。また、リスクの見積りの評価の方法をより明確にする等の所要の改正を行う。

2 改正の概要

- (1) 別表のとおり、新たに濃度基準値が設定された 116 物質及び発がん性が明確であるため濃度基準値が設定できないとされた 3 物質について、測定方法を追加する。
- (2) リスクの見積りの一環として、労働者が物質にばく露される程度が濃度基準値を超えるおそれの有無を判断するためには、労働者の呼吸域（労働者が呼吸する空気）における物質の濃度を用いる必要があること等について、所要の改正を行う。
- (3) その他所要の改正を行う。

3 根拠法令

法第 28 条第 1 項

4 適用期日等

公示日：令和 6 年 5 月上旬（予定）

適用期日：2（2）、（3）の一部 公示日

2（1）、（3）の一部 令和 7 年 10 月 1 日

詳細は以下をご確認ください。

[指針概要](#)[指針概要別表](#)

令和 6 年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します

～暑さ指数（WBGT）の把握、労働衛生教育の実施、有訴者への特段の配慮～

(令和 6 年 2 月 27 日 厚生労働省発表)

厚生労働省は、職場における熱中症予防対策を徹底するため、労働災害防止団体などと連携し、5月から9月まで、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します。

(令和 6 年 4 月を準備期間とし、令和 6 年 7 月を重点取組期間とする)

■「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」概要

厚生労働省は、労働災害防止団体などと連携し、事業場への熱中症予防に関する周知・啓発を行う他、熱中症に関する資料やオンライン講習動画等を掲載しているポータルサイトを運営します。

また、周知、啓発に当たっては、以下について重点的に呼びかけます。

- [1] 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること
- [2] 作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うこと
- [3] 糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮をおこなうこと

■「令和5年職場における熱中症による死傷災害の発生状況（速報値）」

令和5年の速報値では、死亡を含む休業4日以上死傷者数は1,045人、うち死亡者数は28人となっています。業種別にみると、死傷者数については、全体の約4割が建設業と製造業で発生しています。また、死亡者数は、建設業が最も多く、製造業、警備業及び農業が同数で続きます。多くの事例で暑さ指数（WBGT）を把握せず、熱中症予防のための労働衛生教育を行っていませんでした。また、糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病や所見を有している事例も見られ、その多くは医師等の意見を踏まえた配慮がなされていませんでした。

実施要綱の詳細は以下をご確認ください。

[別添資料1 令和6年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」概要及び実施要綱](#)

[別添資料2 「令和5年職場における熱中症による死傷災害の発生状況\(令和6年1月11日時点速報値\)」](#)

[参考 職場における熱中症予防基本対策要綱\(令和3年4月20日付け基発0420第3号\)](#)

[参考 ポータルサイト「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報」](#)

【お知らせ①】化学物質による労働災害防止のための新たな規制（化学物質の自律的管理）の施行について

化学物質による労働災害防止のための新たな規制（化学物質の自律的管理）の施行に関して、令和6年4月1日に施行される事項が多数あります。リーフレットをご確認のうえ、令和6年4月1日の内容を再度ご確認のうえ、確実な実施をお願いします。

■主な令和6年4月1日施行内容

- ・通知対象物（リスクアセスメント対象物）234物質追加
- ・化学物質管理者、保護具着用管理責任者の選任義務化
- ・濃度基準値の設定された物質の管理、リスクアセスメント健診の実施
- ・皮膚等障害化学物質等の保護具着用義務化
- ・がん原性物質（R6施行分 約80物質）の追加 など

【概要リーフレット】 [化学物質による労働災害防止のための新たな規制](#)

【厚労省関連HP】 mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html

【お知らせ②】皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル（第1版 令和6年2月）について

[1月号の産業衛生レポート](#)にて、標記マニュアルの暫定版（令和5年11月）についてお知らせしましたが、この度厚労省より第1版が公開されました。詳細は以下をご確認のうえ、適切な対応をお願いいたします。

【皮膚等障害化学物質等マニュアル】 [皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル\(第1版 令和6年2月\)](#)

【皮膚等障害化学物質等リーフレット】 [リーフレット](#)

【皮膚等障害化学物質及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質リスト】 [Excel版](#) [pdf版](#)

【耐透過性能一覧表】 [Excel版](#) [pdf版](#)